

## 独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会要項

平成21年12月25日

理 事 長 決 裁

### 1. 目的

本要項は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 委員会の任務

- (1) 調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検
- (2) 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の締結した個々の契約案件の点検（特に、競争性のない随意契約・一者応札・応募案件について、重点的に点検）
- (3) その他、契約の適正化に関する意見の具申

### 3. 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員5人以上をもって組織する。
- (2) 委員は、機構の監事のほか、機構の締結する契約の過程及び内容等について知見を有する外部の学識経験者のうちから機構の理事長が委嘱する。委員の氏名及び職業は、公表する。
- (3) 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任することができる。
- (4) 委員会に、委員長及び委員長代理を置き、委員の互選により選任する。委員長は、委員会の議事を掌理する。

### 4. 会議の開催

- (1) 委員会は、原則として、年2回会議を開催する。
- (2) 会議は、非公開とする。
- (3) 委員会の議事の概要及び意見具申の内容は、公表する。

### 5. 委員会の庶務

委員会の庶務は、機構本部事務局財務課において処理する。

### 6. その他

- (1) 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事

に加わることができない。

- (2) 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の任期が終了した後においても、同様とする。
- (3) 委員会に対して行う契約の報告の様式は、別に定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成21年12月25日に制定し、平成21年12月4日から施行する。
- 2 3の(3)の規定にかかわらず、本要項に基づき初めて委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

#### 附 則

この要項は、平成27年9月18日に改正、同日から施行し、平成27年9月1日から適用する。